

答 申

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年3月25日付け職員第41号で行った「①職員研修所の所長が率先して来庁者の信頼を裏切るような行動をすると規定している行政情報、②職員研修所では虚偽の説明をすると規定している行政情報」の行政情報不存在決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成28年3月11日付けで行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が平成28年3月25日付けで行った行政情報不存在決定について、これを取り消すことを求めるものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が不服申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示を求めている文書は、①「職員研修所の課長が率先して来庁者の信頼を裏切る様な行動をするのだと規定している」行政文書、及び②「職員研修所では虚偽の説明をすると規定している」行政文書である。
- (2) 申立人は、実施機関に対し、「四日市市接遇向上推進会議傍聴申入れ書」を提出し、実施機関は同申入れ書を受理した。同申入れ書に対する回答は、実施機関より、書面で回答する旨の発言があった。しかし、実施機関からは、傍聴の申入れに際し、口頭でのお断りらしきお言葉しかなかった。
- (3) 実施機関は、行政情報の開示について、申立人が請求する行政情報の内容の特定に関して、協議・協力しなければならない。申立人は、本件情報公開請求後、数回実施機関を訪問したが、内容の特定に関して実施機関は応じなかった。本件情報公開請求に対しては、実施機関より、行政情報が不存在である旨の決定がなされたが、そのことを申立人に伝える際、実施機関より、申立人が請求

されている情報の内容が理解できない旨の発言があった。申立人が請求している行政情報の内容が理解できないのであれば、行政情報の内容が特定されていないため、実施機関は行政情報の内容の特定のための協議・協力を怠ったものである。よって、実施機関の対応は、重大な情報公開条例違反となる。

(4) したがって、実施機関は申立人の求めている行政情報を協議・協力して特定することが必要である。

(5) 公務は法令・条例・規則に基づいて行われているため、いかなる公務も法令等の根拠が存在するはずである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が不開示理由説明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関である職員研修所の所長が率先して来庁者の信頼を裏切るような行動をすると規定している行政情報は作成、保有していないため、存在しない。また、実施機関である職員研修所では虚偽の説明をすると規定している行政情報は、作成、保有していないため、存在しない。
- (2) 実施機関としては、申立人が請求している行政情報は、行政情報開示請求書によって明らかであるため、行政情報の特定は不要であり、特定を実施する必要はないと判断した。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 行政情報の不存在について

ア 申立人の主な主張は、公務は法令・条例・規則に基づいて行われていることを前提として、実施機関の対応が申立人の信頼を裏切り、また、実施機関の対応において虚偽があったため、それらの対応についての規定の情報（以下「本件行政情報」という）の公開を請求するものである。

イ 当審査会において、実施機関からの説明を受けたが、当審査会としては、実施機関からの説明を受けるまでもなく、社会通念上、本件行政情報が存在しない事は明らかと考える。そのため、本件行政情報を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

ウ なお、申立人が請求している行政情報については、存在するか否かが問題となる情報である。本来、審査会においては、情報の開示・不開示を審査、検討する会議であるため、存否の判断については本来なじまないものであることを付言する。

また、市民には知る権利があり、行政情報の開示を請求する権利を条例で認めているが、申立人が請求している行政情報は、社会通念上存在しないことが明らかであり、そのような行政情報の開示請求は適切な権利行使として疑問があるところである。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 4月15日	・ 諮問書受理
平成28年 5月25日	・ 実施機関に対し、諮問書に関する開示理由説明書の提出依頼
平成28年 5月26日	・ 実施機関から部分開示理由説明書受理
平成28年 6月 3日	・ 異議申立人に対し、部分開示理由説明書の写しの送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成28年 6月10日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成28年度第2回審査会合議体)
平成28年 6月17日	・ 異議申立人から意見書受理
平成28年 7月20日	・ 異議申出人の口頭による意見陳述及び審議 (平成28年度第3回審査会合議体)
平成28年 8月31日	・ 審議 (平成28年度第4回審査会合議体)
平成28年10月 3日	・ 答申

経緯 (参考)

平成28年 3月11日 行政情報開示請求
 平成28年 3月25日 行政情報不存在決定
 平成28年 5月24日 異議申立て